



## ■用語集

ア行	Is 値	建物の耐震性能を表す指標で、Is 値（構造耐震指標）が大きければ大きいほど耐震性が高いと判断される。 一般的な建物についてはIs 値 0.6 以上であるかが一つの目安となる（学校では、おおむね 0.7 を超えることとしている）。
	一般財源	用途についてなんら制約がない収入で、一般には、①地方税、地方譲与税、地方交付税、各種交付金の計（収入科目による分類）、②科目を問わず、実質的に用途の特定されない収入の計の2様に使われている。
	インフラ施設	産業や生活の基盤を支える道路・橋りょう・公園・排水路等の土木構造物と、下水道などの公営企業施設、廃棄物処理場・斎場等のプラント系施設の総称。
	屋上緑化	身近な「緑」を創出するために建物の屋上等に植栽すること。屋根の断熱性能が高まり、省エネルギー効果や都市における気温低減効果がある。
力行	稼働率	施設の利用度合いを示す指標。本計画では、保有部屋数と時間区分から各施設の年間利用可能コマ数を算出し、年間利用可能コマ数と1年間の利用件数より求めている。 稼働率＝年間利用件数÷年間利用可能コマ数
	基金	地方公共団体が特定目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために、条例の定めに基づいて任意に設置するもの。年度間の財政調整を行うためのものや、将来の公共施設整備に備えて資金を積み立てるもの等がある。
	躯体	建築物の構造を支える床、壁、梁などの骨組みのこと。
	公営企業会計	公営企業とは、地方公共団体が、下水道など事業について住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業のこと。公営企業会計は、地方公営企業の経営状況を明らかにするために、地方公共団体の一般会計とは独立して設置される会計単位。企業会計方式により損益計算書、貸借対照表等が作成される。
	公共施設等	公共施設、公用施設その他の地方公共団体が所有する建築物、その他の工作物。いわゆる建築物（ハコモノ）のほか、道路・橋りょう等の土木構造物、下水道等の公営企業施設、廃棄物処理場・斎場等のプラント系施設を含む包括的な概念。
	公有財産	地方公共団体の所有に属する財産のこと。公用または公共用に供し、又は供することと決定した財産である行政財産と、行政財産以外の公有財産としての普通財産の2種類に分類される。
	高齢化率	65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。
	コンクリート圧縮強度	コンクリートの試料に圧縮荷重をかけたときに、耐えられる最大限の数値。コンクリートの品質を測る上で重要な指標であり、強度が高いほど耐久性が高い。
	コンクリート中性化深さ	経年によりコンクリート内部のアルカリ成分が失われること。大気中の二酸化炭素などにより、コンクリートの表面からコンクリート中性化が進行し、内部の鉄筋まで達すると、アルカリ状態により保護されていた鉄筋が錆びやすい状況になる。
サ行	視覚障害者誘導ブロック	視覚障害者を誘導するために床面や路面等に敷設される、棒状、点状の突起を持ったブロックのこと。

施設別行政コスト 計算書	1年間の行政サービスを提供するのにかけた費用と収益の状況を施設ごとに集計することにより、各施設の効率性を把握し、今後の施設運営の改善に役立てるもの。
指定管理者制度	従来、自治体や外郭団体に制限されていた一部の公共施設の管理運営に、株式会社やNPOといった民間事業者も参入できる制度。市ではスポーツ施設、観光施設等の運営に導入している。
社会保障関係費	市民の生活を保障するための社会保障に関連する歳出で、障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉、生活保護などがあげられる。
12条点検	建築基準法第12条に、建物の構造や敷地等の状態を1級建築士などの有資格者が定期的に点検し、損傷や腐食、その他の劣化状況について報告することと定められている。
受益者負担	公共施設などの利用によって利益を受ける個人等が経費の一部を負担すること。
少子高齢化	出生率の低下による子供数の低下現象を少子化といい、人口に対する高齢者数の割合が増加する現象を高齢化という。少子化と高齢化が同時に進行している状況を少子高齢化という。
初期救急医療	救急患者のうち、入院の必要がない軽症者に対し休日や夜間の外来診療を行うこと。
総合計画	長期的な将来展望に基づき、市政運営を総合的・計画的に進めるための根幹となる計画で、行政の各分野における計画や事業展開の指針になるとともに、市民と行政の共通の将来目標となるもの。
夕行 待機児童	保育園や幼稚園への入園を希望しているが、定員に空きがないため、入園待ちとなっている児童。特に乳幼児に多い。
大規模改修	経年劣化に伴う修繕と建築当初の機能・性能を上回る機能向上を図るための改修工事。
耐震基準	建物等の構造物が最低限度の耐震能力を示す基準。現行の耐震基準（新耐震基準）は1981年に改正された基準。
多機能トイレ	高齢者、障害者、乳幼児を連れた方などにとって、利用しやすいよう内部が広く、手すりやベビーシートなども装備されているトイレ。
地方債	市が資金調達のために一会計年度を越えて返済する債務のことで、地方債を起すことを起債という。ちなみに国が起すものを国債、地方が起すものを地方債と分けているが、市が起すものを市債とも呼ぶ。
長寿命化	建物に求められる性能・機能を確保しながら、より長く施設を使用するための対策を講じること。
調節池	河川沿いの低地などに人工的な池を設け、大雨の際に、河川の流量を調節する施設のこと。
貯留浸透施設	雨水を一時的にためたり、地下に浸透させることにより、雨水が川や水路へ一気に流れ込まないようにするための施設。
定期借地権方式	保有する土地の所有権を維持したまま、契約更新のない定期借地権を不動産事業者等に設定し、土地の活用の企画・設計・施工・運営等の事業を一定期間委ねる事業方式。
特定財源	一般財源とは反対に、財源の用途が特定されているもの。国庫支出金、県支出金、建設地方債などや、分担金、負担金、使用料、手数料、寄附金などのうち用途が特定されているもの。
都市計画マスター プラン	都市計画法に基づき、市が定める都市計画に関する基本的な方針。市川市基本構想の将来都市像を実現するため、まちづくりの方針やプロセス等に住民の意見を反映させ総合的、体系的に策定するもの。

八行	パブリックコメント	市が実施しようとする政策等について、その案を公表し、市民等の意見を求め、その意見を考慮して政策等を決定するとともに、意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する手続き。
	バリアフリー	障害者や高齢者などが日常生活を送るうえでの妨げとなる、様々な障壁（バリア）を取り除くこと。もとは段差や仕切りの解消などを指したが、現在では、意識や各種制度などあらゆる面において、社会参加を困難にするものに対して使われる。
	ヒートアイランド現象	コンクリートやアスファルトによる熱放射や空調設備の排熱などにより、都市部の気温が郊外より高くなる現象のこと。
	PFI	民間資金活用（Private Finance Initiative の略）。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、優れた経営能力及び技術力を活用して行う手法。PFI の導入により事業コストの削減やより質の高い公共サービスの提供が期待できる。
	PPP	行政と民間事業者が連携しながら公共サービスの提供や施設整備を行う手法（Public Private Partnership の略）。
	普通建設事業費	道路、橋りょうなどのインフラ施設や、学校、文化施設などの公共施設（ハコモノ）等の新設や改良に要する経費で、投資的な事業費をいう。
	普通財産	行政財産以外の財産。特定の行政サービスを行っていない土地や建物のこと。
	包括的民間委託	公共施設に関する複数の業務を一括して、民間事業者に委託することにより、民間事業者の能力・ノウハウの活用を図る公共施設等の管理・運営手法。
	防災公園	大地震や火災の際の避難地として機能する公園。公園の規模に応じて、備蓄倉庫や耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害対策の施設が整備される。
	保全	施設を補修（機能・性能を実用上支障のない状態まで回復させること）、修繕（機能・性能を原状まで回復させること）、改修（劣化した建築物、部位、部材などの機能を原状もしくはそれ以上に改善すること）すること。安全あるいは安定した状態に保つこと。
マ行	命名権制度（ネーミングライツ）	地方公共団体等が所有する施設について命名する権利を設定し、その権利を売却することにより、施設の管理運営経費等に充てるもの。
ヤ行	ユニバーサルデザイン	障害の有無や性別、言語の違いなどに合わせて特別に考えられたものではなく、すべての人に使いやすいように考えられた、製品、環境、情報などのデザイン。
	予防保全	施設の劣化が進み、故障の発生や大規模修繕等が必要となる状態に至る前の段階で、補修・修繕等を計画的に行うこと。
ラ行	ライフサイクルコスト	製品や建造物などの調達・製造、使用、廃棄の全ての段階を通じて要する費用。
	流域下水道	都道府県が事業主体となって、下水道の効率的な整備と水質保全等を目的として、2つ以上の市町村から流れてくる下水道から汚水を集め、終末処理場で処理したのち河川などに流すもの。
ワ行	ワークショップ	グループ討議、実習などを通じて、様々な人の意見やアイデアを交換、紹介することにより、課題研究や問題解決のための方策の提案などを行う研究会・検討会の方式。